

金融検査マニュアル 新旧対照表

改定前				改定後			
資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト				資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト			
自己査定（別表1）				自己査定（別表1）			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法	(略)	(略)	(略)	1. 債権の分類方法	(略)	(略)	(略)
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 債務者区分	(略)	(略)	(略)	(3) 債務者区分	(略)	(略)	(略)
① (略)	(略)	(略)	(略)	① (略)	(略)	(略)	(略)
② 要注意先	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。 また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい	左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。 また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。 さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。 イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。 具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。 なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。 また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。 さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。 イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。 具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。 なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。 また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。 さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。 イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。 具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。 なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。 また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。 さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。 イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。 具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。 なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。 また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。 さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。 イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。 具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。 なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。	
口. 赤字企業の場合、以下の債務者につい				口. 赤字企業の場合、以下の債務者につい			

改定前				改定後			
		<p>ては、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。</p> <p>(イ) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。</p> <p>(ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。</p> <p>ハ、<u>「不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形を有する債務者であっても、債務者の収益及び財務内容を勘案した結果、債務者が不渡手形等を負担する能力があると認められる場合には、当該債務者は正常先と判断して差し支えないものとする。</u></p> <p>なお、上記のイからハに該当しない債務者については、左記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要注意先と判断してはならない。</p>			<p>ては、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。</p> <p>(イ) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。</p> <p>(ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。</p> <p>ハ、<u>「不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形並びにこれらに類する電子記録債権を有する債務者であっても、債務者の収益及び財務内容を勘案した結果、債務者が不渡手形等を負担する能力があると認められる場合には、当該債務者は正常先と判断して差し支えないものとする。</u></p> <p>なお、上記のイからハに該当しない債務者については、左記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要注意先と判断してはならない。</p>		
③～⑤ (略)	(略)	(略)	(略)	③～⑤ (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 担保による調整 ① 優良担保	(略)	(略)	(略)	(4) 担保による調整 ① 優良担保	(略)	(注) 「決済確実な商業手形」には、代り金を別段預金に留保している場合を含む。 (注) 「預金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。	(注) 「決済確実な商業手形」及び「これに類する電子記録債権」には、代り金を別段預金に留保している場合を含む。 (注) 「預金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」、「決済確実な商業手形」及び「これに類する電子記録債権」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、

改定前		改定後		
	<p>ある会社の発行する債券)</p> <p>(c) 金融債</p> <p>(木) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</p> <p>(ハ) 金融商品取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債</p> <p>(株式)</p> <p>(イ) 金融商品取引所上場株式及び店頭公開株式、金融商品取引所上場会社の発行している非上場株式</p> <p>(ロ) 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式</p> <p>(ハ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>(外国証券)</p> <p>(イ) 外国金融商品取引所又は国内金融商品取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券</p> <p>(ロ) 外国又は国内のいづれかにおいて店頭基準銘柄に選定されている債券</p> <p>(ハ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券</p> <p>(シ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券</p> <p>(木) 信用格付業者の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式</p> <p>なお、国债等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。</p> <p>ハ. 「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除か</p> <p>(注) 「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、アフリカ開発銀行（AfDB）、アジア開発銀行（ADB）である。</p>			<p>ある会社の発行する債券)</p> <p>(c) 金融債</p> <p>(木) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券</p> <p>(ハ) 金融商品取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債</p> <p>(株式)</p> <p>(イ) 金融商品取引所上場株式及び店頭公開株式、金融商品取引所上場会社の発行している非上場株式</p> <p>(ロ) 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式</p> <p>(ハ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>(外国証券)</p> <p>(イ) 外国金融商品取引所又は国内金融商品取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券</p> <p>(ロ) 外国又は国内のいづれかにおいて店頭基準銘柄に選定されている債券</p> <p>(ハ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券</p> <p>(シ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券</p> <p>(木) 信用格付業者の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式</p> <p>なお、国债等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。</p> <p>ハ. 「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除か</p> <p>(注) 「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、アフリカ開発銀行（AfDB）、アジア開発銀行（ADB）である。</p>

改定前			改定後		
<p>②～③ (略) ④ 処分可能見込額</p> <p>(略) 上記③で算出した評価額（時価）を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。</p> <p>(略) 担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ロ. 直近の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額又は競売における買受可能価額がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証する。鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する。 なお、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額及び競売における買受可能価額以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができますに留意する。</p> <p>ハ. 処分可能見込額の算出に当たって、掛け目を使用している場合は、その掛け目が合理的であるかを検証する。 (イ) 不動産の処分可能見込額の算出に使用する掛け目について、処分実績等が少ないとの事由により、掛け目の合理性が確保されない場合は、次に掲げる値以下の掛け目を使用しているかを検</p> <p>れる。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。 (注) 「鑑定評価額」とは、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものは含まない。</p>	<p>れる。</p> <p>二、「これに類する電子記録債権」とは、<u>電子記録債権の債務者の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、支払期日における支払いが確実な電子記録債権</u>をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために発生記録がなされた電子記録債権は除かれる。</p> <p>(略)</p> <p>担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ロ. 直近の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額又は競売における買受可能価額がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証する。鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する。 なお、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額及び競売における買受可能価額以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができますに留意する。</p> <p>ハ. 処分可能見込額の算出に当たって、掛け目を使用している場合は、その掛け目が合理的であるかを検証する。 (イ) 不動産、動産及び売掛金の処分可能見込額の算出に使用する掛け目について、処分実績等が少ないとの事由により、掛け目の合理性が確保されない場合は、次に掲げる値以下の掛け目を使</p>	<p>れる。</p> <p>(略)</p> <p>(注) 「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。 (注) 「鑑定評価額」とは、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものは含まない。</p>			

改定前				改定後			
(5) (略)	(略)	(略)	(略)				
(6) 分類対象外債権	分類の対象としない債権は次のとおりとする。 ① 決済確実な割引手形及び特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認められる債権及び正常な運転資金と認められる債権。 ② 預金等及び国債等の信用度の高い有価証券等の優良担保が付されている場合、あるいは預金等に緊急拘束措置が講じられている場合には、その処分可能見込額に見合う債権。	左記に掲げる債権が分類対象外債権とされているかを検証する。 ① 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権とされている債務者が振り出した手形は、自己査定上は決済確実な割引手形として取り扱わない。 「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合とは、概ね1か月以内に貸出金が回収されることが関係書類で確認できる場合をいう。 ② 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する運転資金は、自己査定上は正常な運転資金として取り扱わない。なお、要注意先に対する運転資金であっても、自己査定上は全ての要注意先に対して正常な運転資金が認められるも	証する。 なお、安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存していないかに留意する。 (不動産担保) 土地 評価額の 70% 建物 評価額の 70% (d) 有価証券の処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (有価証券担保) 国債 評価額の 95% 政府保証債 評価額の 90% 上場株式 評価額の 70% その他の債券 評価額の 85% (注) 「その他の債券」とは、地方債（公募債及び縁故債）、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、金融商品取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。			用しているかを検証する。 なお、安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存していないかに留意する。 (不動産担保) 土地 評価額の 70% 建物 評価額の 70% (動産担保) 在庫品 評価額の 70% 機械設備 評価額の 70% (売掛金担保) 売掛金 評価額の 80% (d) 有価証券の処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (有価証券担保) 国債 評価額の 95% 政府保証債 評価額の 90% 上場株式 評価額の 70% その他の債券 評価額の 85% (注) 「その他の債券」とは、地方債（公募債及び縁故債）、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、金融商品取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。	

改定前		改定後		
<p>③ 優良保証付債権及び保険金・共済金の支払いが確実と認められる保険・共済付債権。</p> <p>④ 政府出資法人に対する債権。</p> <p>⑤ 協同組織金融機関で、出資者の脱退または除名により、出資金の返戻額により債権の回収を予定している場合には、その出資金相当額に見合う債権。</p>	<p>のではなく、債務者の状況等により個別に判断する必要があることに留意する。 また、破綻懸念先に対する運転資金であっても、特定の返済財源による返済資金が確実に自行（庫・組）の預貯金口座に入金され、回収が可能と見込まれる債権については、回収の危険性の度合いに応じて判断する。 一般的に、卸・小売業、製造業の場合の正常な運転資金の算定式は以下のとおりであるが、算出に当たっては、売掛金又は受取手形の中の回収不能額、棚卸資産の中の不良在庫に対する貸出金は正常な運転資金とは認められないことから、これらの金額に相当する額を控除の上、算出することとする。 正常な運転資金 = 売上債権〔売掛金+受取手（割引手形を除く）〕 + 棚卸資産（通常の在庫商品であつて不良在庫は除く） - 仕入債務〔買掛金+支払手形（設備支手は除く）〕 複数の金融機関が運転資金を融資している場合には、被検査金融機関の融資シェアを乗じて算出する。 ③ 優良保証付債権の資金使途が運転資金であり、当該運転資金とこれ以外の運転資金との合計額が正常運転資金相当額を超える場合は、分類対象外債権は正常運転資金相当額を限度とする。 ④ 政府出資法人が出資又は融資している債務者及び地方公共団体が出資又は融資している債務者に対する債権は、分類対象外債権として取り扱わず、原則として一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 具体的には、政府出資法人からの支援又は地方公共団体からの支援が確実であることの合理的な根拠がある場合は、当該支援内容を踏まえ、債務者区分の検討を行うものとし、単に政府出資法人及び地方公共団体が出資又は融資を行っていることを理由として非分類としているかを検証する。 ⑤ 協同組織金融機関で、出資者の脱退または除名により、出資金の返戻額により債権の回収を予定している場合には、その出資金相当額に見合う債権。</p>	<p>性を確認できるものをいう。 (注)「正常な運転資金」とは、正常な営業を行っていく上で恒常に必要と認められる運転資金である。</p>	<p>のではなく、債務者の状況等により個別に判断する必要があることに留意する。 また、破綻懸念先に対する運転資金であっても、特定の返済財源による返済資金が確実に自行（庫・組）の預貯金口座に入金され、回収が可能と見込まれる債権については、回収の危険性の度合いに応じて判断する。 一般的に、卸・小売業、製造業の場合の正常な運転資金の算定式は以下のとおりであるが、算出に当たっては、売掛金又は受取手形の中の回収不能額、棚卸資産の中の不良在庫に対する貸出金は正常な運転資金とは認められないことから、これらの金額に相当する額を控除の上、算出することとする。 正常な運転資金 = 売上債権〔売掛け金+受取手（割引手形を除く）〕 + 棚卸資産（通常の在庫商品であつて不良在庫は除く） - 仕入債務〔買掛け金+支払手形（設備支手は除く）〕 複数の金融機関が運転資金を融資している場合には、被検査金融機関の融資シェアを乗じて算出する。 ③ 優良保証付債権及び保険金・共済金の支払いが確実と認められる保険・共済付債権。</p> <p>④ 政府出資法人に対する債権。</p> <p>⑤ 協同組織金融機関で、出資者の脱退または除名により、出資金の返戻額により債権の回収を予定している場合には、その出資金相当額に見合う債権。</p>	<p>性を確認できるものをいう。 (注)「正常な運転資金」とは、正常な営業を行っていく上で恒常に必要と認められる運転資金である。</p>

改定前			改定後		
(7) 債権の分類基準 ① (略) ② 要注意先に対する債権	(略) (略)	(略) (略)	(7) 債権の分類基準 ① (略) ② 要注意先に対する債権	(略) (略)	(略) (略)
<p>要注意先に対する債権については、以下のイからホに該当する債権で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全措置が講じられていない部分を原則としてⅡ分類とする。</p> <p>イ. 不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形。</p> <p>ロ. 赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金等。</p> <p>(注) 繰越欠損や不良資産等を有する債務者に対する債権については、仮に他の名目で貸し出されていても、実質的にこれら繰越欠損等の補填資金に充当されていると認められる場合は原則として当該債権を分類することとする。また、その分類額の算出に当たって、どの債権がこれら繰越欠損等の補填資金に該当するか明確でないときは、例外的な取扱いとして債務者の繰越欠損や不良資産等の額と融資金融機関中の自行（庫・組）の融資シェアを勘案して、これら繰越欠損等の補填に見合う債権金額を算出することができる。</p> <p>ハ. 金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸出条件の大幅な軽減を行っている債権、極端に長期の返済契約がなされているもの等、貸出条件に問題のある債権。</p>	<p>要注意先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>なお、左記に掲げる分類対象となる債権の解釈は次のとおりとする。</p> <p>ロ. 「自行（庫・組）の繰越欠損金等の見合い貸出金額」及び「自行（庫・組）の融資シェア」の算定式は以下のとおりである。</p> $\text{自行（庫・組）の繰越欠損金等の見合い債権金額} = \text{繰越欠損金等の額} \times \text{自行（庫・組）の融資シェア}$ $\text{自行（庫・組）の融資シェア} = \text{自行（庫・組）の貸出金総額} / \text{借入金総額} (\text{割引手形を除く})$ <p>ハ. 「貸出条件の大幅な軽減を行っている債権」とは、債務者の業況等が悪化し、約定弁済が困難となり、債務者の支援のために金利減免・棚上げ、元本の返済猶予等を行っている貸出金、及び本来、収益返済によるべき設備資金などを合理的な理由なく最終期日に一括返済としている債権である。</p> <p>「極端に長期の返済契約」とは、設備資金として融資している場合で、返済期間が当該設備の耐用年数を超えているものが該当するほか、資金用途等から判断して、一定期間内に返済を行うことが適当であるにもかかわらず、債務者の収益力、財務内容等に問題があり、通常の返済期間を超えた返済期間となっているものである。</p> <p>なお、債務者が制度資金を利用している場合には、制度資金の内容、制度資金を融資するに至った要因等を総合的に勘案して、貸出条件の大幅な軽減を行って</p>		<p>要注意先に対する債権については、以下のイからホに該当する債権で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全措置が講じられていない部分を原則としてⅡ分類とする。</p> <p>イ. 不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形並びにこれらに類する電子記録債権。</p> <p>ロ. 「自行（庫・組）の繰越欠損金等の見合い貸出金額」及び「自行（庫・組）の融資シェア」の算定式は以下のとおりである。</p> <p>自行（庫・組）の繰越欠損金等の見合い債権金額</p> $= \text{繰越欠損金等の額} \times \text{自行（庫・組）の融資シェア}$ <p>自行（庫・組）の融資シェア</p> $= \text{自行（庫・組）の貸出金総額} / \text{借入金総額} (\text{割引手形を除く})$ <p>ハ. 「貸出条件の大幅な軽減を行っている債権」とは、債務者の業況等が悪化し、約定弁済が困難となり、債務者の支援のために金利減免・棚上げ、元本の返済猶予等を行っている貸出金、及び本来、収益返済によるべき設備資金などを合理的な理由なく最終期日に一括返済としている債権である。</p> <p>「極端に長期の返済契約」とは、設備資金として融資している場合で、返済期間が当該設備の耐用年数を超えているものが該当するほか、資金用途等から判断して、一定期間内に返済を行うことが適当であるにもかかわらず、債務者の収益力、財務内容等に問題があり、通常の返済期間を超えた返済期間となっているものである。</p> <p>なお、債務者が制度資金を利用している場合には、制度資金の内容、制度資金を融資するに至った要因等を総合的に勘案して、貸出条件の大幅な軽減を行って</p>		

改定前			改定後			
		いるかどうか又は極端に長期の返済契約かどうかを検討するものとし、制度資金を直ちに貸出条件の大幅な軽減を行っている債権又は極端に長期の返済契約と判断してはならない。			いるかどうか又は極端に長期の返済契約かどうかを検討するものとし、制度資金を直ちに貸出条件の大幅な軽減を行っている債権又は極端に長期の返済契約と判断してはならない。	
③～④ (略)	(略)	(略)	③～④ (略)	(略)	(略)	
(8)～(12) (略)	(略)	(略)	(8)～(12) (略)	(略)	(略)	(略)
2.～4. (略)	(略)	(略)	2.～4. (略)	(略)	(略)	(略)